

## 施設管理に係る要求事項

令和3年12月20日

## 1. 施設管理とは

使用施設が許可を受けたところによるものであり、それに適合する性能を有するように、維持されることを目的に、施設の保全のために構築物、系統、機器等の状態を把握する保安活動のことを言います。

なお、核原料の使用施設においては、施設管理という用語は規則にありませんが、技術上の基準に従っていることを確認する活動を「施設の管理」と明記しています。

本日は、それぞれの具体例について説明します。

## 2. 非該当使用施設において「施設管理」として実施いただきたい事項

## 1) 施設管理方針を定める

「基準に適合する性能を維持するため方針を定めること」とされています。

維持するための方針は使用者自らが考えるものですが、例として以下のようなものが参考になります。

- ① 核燃料物質の汚染拡大防止、施設外への漏洩防止、閉じ込め等
  - ・ 管理区域の境界（床・壁・天井、ピット等）の維持  
貫通部、堰、塗装、ひび割れ、保管庫等の固縛、排気設備や排水設備等
  - ・ ドラム缶や保管庫等の保守・点検、巡視、保管状態の維持
- ② 放射線防護に関連すること
  - ・ 管理区域や周辺監視区域境界の維持等  
管理区域及び周辺監視区域境界の線量当量率及び管理区域の汚染密度の測定、記録：1回／月
  - ・ 管理区域の非汚染状況の維持
  - ・ 被ばく管理、計測器管理、施設管理、管理員等の教育・訓練、スキル等の維持
- ③ RIと共用施設で、RI側で管理方針等が定められている場合、使用施設についても同様に適用する旨の整理としてもよい。

## 2) 施設管理目標を定める

「達成すべき施設管理の目標を定めること」とされています。

1) で定めた方針について、具体的な目標（定量化できるものは数値化する）を設定する。

- ① 核燃料物質の汚染拡大防止、施設外への漏洩防止、閉じ込め等
  - ・ 管理区域の境界や汚染拡大防止の堰や塗装等（貫通部、堰、塗装、躯体、扉等）の不具合が、1年につき0件となるよう必要な措置を実施するなど。
- ② 放射線防護に関連すること

- ・管理員のスキル維持のため、必要な教育・訓練、講習等を選定し、2年で完了するよう実施するなど。

### 3) 施設管理計画の作成

「目標を達成するため、施設管理計画を策定し、当該計画に従って実施すること」とされています。

記載項目は、始期、期間、設計・工事、**巡視、点検・検査・頻度・時期**、工事や点検時の保安のための措置、**結果の確認・評価の方法・実施すべき処置、記録**です。

#### ① 巡視の計画

巡視員（管理者や力量を備えたもの）の割当て、頻度（例；1回／日）、巡視対象（各種境界、保管状態、施錠状態、機器等の稼働状態、周辺監視区域等の標示、消火設備・消火器等の設置状況、異常時の対応方法などを含める。

巡視について計画事項ではないが、予期せぬ水没や地震、火災等により放射性物質が施設外に拡散しないかなど、本設、仮設品を含めて想像力を働かせて巡視することも重要である。

#### ② 点検・検査の計画

点検すべき対象の洗出し、頻度（例；1回／年）、方法（目視、運転状態確認、分解点検等）、取替部品やその周期・仕様、判定基準（異常のないこと等）など該当するものを含める。

設備の修繕や改造工事が計画されている場合は、点検と同様に必要な項目を整理し計画に含める。また、改造等の実施時に、例えば一時的に管理区域を開放する場合など、代替監視等を保安のための措置として含める。

特に重要と考えるものは、施設外への漏えいを防止するもので、各種境界（貫通部、堰、塗装、躯体、扉等）や保管庫、排気設備等の維持管理に係る点検及び巡視を組合せて安全・安心の確保に努めていただきたい。

#### ③ 巡視・点検結果の確認・評価の方法

計画に基づき実施された各巡視・点検項目の結果について、②にも記載していますが、どのように判定するのか、また、判定結果が好ましくない場合にどのように評価するのか等を、個々の事例をあらかじめ列挙するのが難しい場合は、評価フロー等を記載いただきたい。

#### ④ 巡視・点検の評価結果から**実施すべき処置**を定める

③にて評価し、手当てが必要な案件に対して、その手順や意思決定等フローを記載いただきたい。

### 4) 方針、目標、計画の**評価**等から**評価結果**を**反映**する

それぞれに定めた期間（方針・目標は一定期間、計画はその始期及び期間）ごとに方針、目標に対して達成度等がどうだったのか、計画に対して点検実績・結果等がどうだ

ったのか全体的な評価を実施し、必要な反映項目を新たな方針、目標、計画に反映いただきたい。

#### **解説1：巡視（日常的な点検を含む）について**

施設管理計画（または下位文書等）に巡視頻度、担当（必要な力量）、内容、不具合時の対応フローや対応要領等を定めていただき、巡視の視点をご参考で以下に記載します。

- ・各種機器（ポンプ、ファン、サンプリング装置、警報装置、配管、ダクト、サポート、バルブの開閉状態、床ファンネル等）の据付状態や運転状態（フィルター差圧、異音、異臭、警報発報の有無等）に異常はないか、いつもどおりか。
- ・管理区域境界や周辺監視区域の柵等について、立入制限や使用上の注意事項等の標識の設置状況、施錠状況、周辺監視区域の柵等に異常はないか。
- ・管理区域境界の床、壁等の貫通部（モルタル等での処置やコーキング）、堰、塗装の損傷、建屋のひび割れ等の異常はないか。
- ・保管庫や仮置物が地震等により、関連機器等に影響しないよう固縛や離隔されているか。
- ・台風の接近が予想される時等、屋上の排水口が詰まっていないか、煙突などが強風により破損しないよう仮養生等がされているか。

#### **解説2：点検（定期または異常時の点検）について**

施設管理計画（または下位文書等）に点検対象、頻度（1回／年や壊れた都度等）、内容（何をどのように見るのか）、判定基準、不具合時の対応フローや対応要領等を定めていただき、点検の視点をご参考で以下に記載します。

- ・ポンプ、ファン等の据付状態（ボルトの締付状態（トルクチェック等）、センタリング、給油量等）に異常はないか。
- ・分解点検においては、手入れ前の部品に異常はないか、取替周期は適切であったか、またはもっと延長しても問題ないか、取替部品の仕様は設計指示や取説どおりか。
- ・点検後の試運転時の確認においては、フィルター差圧、異音、異臭等の異常はないか、必要な揚程や風量がでているか。
- ・フィルター等差圧「高」時や定期に取替えることとしている部品の仕様や据付状態は適切か。
- ・サンプリング装置、漏えい検出器、警報装置等の電気品は、導通や絶縁抵抗、インターロック等に異常がなく、正常に動作するか。
- ・配管、ダクト、サポート、床ファンネル等の据付状態（錆等が発生していないか、フランジ部等は、漏えいやガスケットの取替、仕様を含め、適切に締付けられているか）に異常はないか。
- ・管理区域境界の床、壁、天井等の貫通部（モルタル等での処置やコーキング）、堰、塗装の損傷、建屋のひび割れ、扉のシールゴム等の異常はないか。（特に足場等が必要な

高所の点検)

3. 核原料の使用施設において「施設の管理」として実施いただきたい事項

- 1) 核原料物質の使用は、使用施設にて行ってください。
- 2) 使用上の注意事項（核燃料物質の種類、取扱い可能量等）を掲示してください。
- 3) 管理区域の設定においては、壁、柵等で区画し、標識を設けて他の場所と区別し、立入りを制限ください。また、是非ともお願いしたいことは、核原料物質の施設外への漏えいを防止することで、管理区域の境界等（床・壁・堰、塗装、柵、標識等）が損傷していないか、貯蔵物や遮へい等に異常がないか等の点検・維持に努めていただきたい。
- 4) 周辺監視区域の設定についても、柵または標識を設ける等により立入りを制限ください。また、柵や標識に異常がないことの確認についても、点検・維持に努めていただきたい。
- 5) 管理区域及び周辺監視区域境界の線量当量率及び管理区域の汚染密度の測定、記録を実施ください：1回／月
- 6) 換気設備、放射線測定器及び非常用設備については、常にこれらの機能が発揮できる状態かを確認して下さい。
- 7) その他としまして、立入制限等に係る施錠管理、放射線測定器の管理、放射線業務従事者の放射線管理等や、教育・訓練等による力量の維持等に配慮いただき、原子力安全の確保に努めてください。

## 施設管理等に関する法律及び規則

### 【非該当使用施設】

#### ○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（抄） （保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）

**第五十六条の三** 使用者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

- 一 使用施設等の保全
- 二 核燃料物質の使用
- 三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄（運搬及び廃棄にあつては、使用施設等を設置した工場又は事業所内の運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。）

2 使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

#### ○核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号）（抄）

##### （使用施設等の施設管理）

**第二条の十一の七** 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 使用施設等が法第五十二条第一項又は第五十五条第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、法第五十五条の二第二項第二号の技術上の基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第五十七条の五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。
- 二 前号ただし書の場合においては、法第五十七条の五第二項若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第六条の二十号の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。
- 三 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従つて達成すべき施設管理の目標（第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、使用施設等及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この条において「施設管理目標」という。）を定めること。
- 四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この条において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

- イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。
- ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。
- ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。
- ニ 使用施設等の点検、検査等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む（法第五十七条の五第二項の認可を受けたものを除く。））に関すること。
- ホ 使用施設等の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。
- ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。
- ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。
- チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。
- 五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。
  - イ 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間
  - ロ 施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間
- 六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。
- 七 使用施設等の操作を相当期間行わない場合その他使用施設等がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該使用施設等の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

【核原料の使用施設】

- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）（抄）
- 第五十七条の七** 核原料物質を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 一 製錬事業者が核原料物質を製錬の事業の用に供する場合
  - 二 第六十一条の三第一項の許可を受けた者（第六十一条において「国際規制物資使用者」という。）が国際規制物資である核原料物質を当該許可を受けた使用の目的に使用する場合
  - 三 放射能濃度又は含有するウラン若しくはトリウムの数量が政令で定める限度を超えない核原料物質を使用する場合
- 2 前項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 使用の目的及び方法
  - 三 核原料物質の種類
  - 四 使用の場所
  - 五 予定使用期間及び年間（予定使用期間が一年に満たない場合にあつては、その予定使用期間）の予定使用量
  - 六 核原料物質の使用に係る施設の位置、構造及び設備の概要
- 3 第一項の規定による届出をした者（以下「核原料物質使用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、原子力規制委員会に届け出なければならない。
- 4 核原料物質を使用する者は、核原料物質の使用（第一項第一号又は第三号に該当する使用を除く。次項及び次条において同じ。）については、原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に従つてしなければならない。
- 5 原子力規制委員会は、核原料物質の使用について前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該核原料物質を使用する者に対し、その技術上の基準に適合するように是正すべきことを命ずることができる。
- 6 核原料物質使用者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核原料物質の使用に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。
- 7 核原料物質使用者は、当該届出に係る核原料物質の全ての使用を廃止したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- 8 核原料物質使用者が解散し、又は死亡したときは、その清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者若しくは分割により核原料物質の使用に係る施設若しくは核原料物質を承継した法人の代表者又は相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

#### ○核原料物質の使用に関する規則（昭和43年総理府令第46号）（抄）

##### （技術上の基準）

**第二条** 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第五十七条の七第四項に規定する技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、核原料物質を使用する者で原子力規制委員会の定めるものについては、第六号から第十号までの規定は、適用しない。

- 一 核原料物質の使用は、核原料物質の使用施設において行うこと。
- 二 核原料物質の使用施設の目につきやすい場所に、使用上の注意事項を掲示すること。

- 三 管理区域を設定し、かつ、当該区域においては、次の措置を講ずること。
- イ 壁、柵等の区画物によつて区画するほか、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線業務従事者以外の者が当該区域に立ち入る場合は、放射線業務従事者の指示に従わせること。
  - ロ 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。
  - ハ 床、壁その他の人の触れるおそれのある物であつて放射性物質によつて汚染されたものの表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める表面密度限度を超えないようにすること。
- ニ 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度がハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。
- 四 周辺監視区域を設定し、かつ、当該区域においては、次の措置を講ずること。
- イ 人の居住を禁止すること。
  - ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。
- 五 放射線業務従事者の線量等については、次の措置を講ずること。
- イ 放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにすること。
  - ロ 放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。
- 六 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率並びに管理区域における放射性物質による汚染の状況の測定は、これらを知るため最も適した箇所において、かつ、放射線測定器を用いて行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によつてこれらの値を算出することができる。
- 七 放射線業務従事者の線量の測定は、次に定めるところにより行うこと。
- イ 外部放射線に被ばくすることによる線量の測定は、これを知るために最も適した人体部位について、放射線測定器を用いて測定すること。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合に於ては、計算によつてこの値を算出することとする。
  - ロ イの測定は、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。
  - ハ 人体内部に摂取した放射性物質からの放射線に被ばくすることによる線量の測定は、原子力規制委員会の定めるところにより、放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場合に行うこと。
- 八 放射性物質による人体及び人体に着用している物の表面の汚染の状況の測定は、放射性物質によつて汚染されるおそれのある人体部位の表面及び人体に着用している物

の表面であつて放射性物質によつて汚染されるおそれのある部分について、放射線測定器を用いて行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によつてこの値を算出することができる。

九 前号の測定は、放射性物質を経口摂取するおそれのある場所において、当該場所から人が退出するときに行うこと。

十 換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を発揮できる状態に維持しておくこと。

十一 核原料物質の使用施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄は、次に定めるところにより行うこと。

イ 放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射線防護について必要な知識を有する者の監督の下に行わせるとともに、廃棄に当たつては、廃棄に従事する者に作業衣等を着用させること。

ロ 放射性廃棄物の廃棄に従事する者以外の者が放射性廃棄物の廃棄作業中に廃棄施設に立ち入る場合には、その廃棄に従事する者の指示に従わせること。

ハ 気体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

(1) 排気施設によつて排出すること。

(2) 放射線障害防止の効果を持つた廃気槽に保管廃棄すること。

ニ ハ(1)の方法により廃棄する場合は、排気施設において、ろ過、放射能の時間による減衰、多量の空気による希釈等の方法によつて排気中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排気口において又は排気監視設備において排気中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。

ホ ハ(2)の方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。

ヘ 液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

(1) 排水施設によつて排出すること。

(2) 放射線障害防止の効果を持つた廃液槽に保管廃棄すること。

(3) 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

(4) 放射線障害防止の効果を持つた焼却設備において焼却すること。

(5) 放射線障害防止の効果を持つた固型化設備で固型化すること。

ト ヘ(1)の方法により廃棄する場合は、排水施設において、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂法等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈その他の方法によつて排水中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排水口において又は排水監視設備において排水中の放射性物質の濃度を監視

することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。

チ ヘ（２）の方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。

リ ヘ（３）の方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

- （１） 水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造であること。
- （２） 亀裂又は破損が生じるおそれがないものであること。
- （３） 容器の蓋が容易に外れないものであること。

ヌ ヘ（３）の方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に固型化するときは、固型化した放射性廃棄物と一体化した容器が放射性廃棄物の飛散又は漏れを防止できるものであること。

ル ヘ（３）の方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

- （１） 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器に亀裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。
- （２） 当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置を採ること。
- （３） 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、及び当該放射性廃棄物に関して次条の規定に基づき記録された内容と照合できるような整理番号を表示すること。
- （４） 当該廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。

ヲ 固体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

- （１） 放射線障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。
- （２） 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。
- （３） （２）の方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物については、放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ワ リ、ヌ及びル（ル（１）を除く。）の規定は、ヲ（２）の方法による廃棄について準用する。

カ ル（２）及び（４）の規定は、ヲ（３）の方法による廃棄について準用する。

十一の二 核原料物質の使用施設を設置した工場又は事業所の外において行われる放射性廃棄物の廃棄は、次に定めるところにより行うこと。

イ 放射性廃棄物は、核原料物質の使用に係る施設である放射線障害防止の効果を持った廃棄施設に廃棄すること。

ロ イの規定により放射性廃棄物を廃棄する場合には、当該廃棄施設を設置した核原料物質を使用する者に、当該放射性廃棄物に関する記録の写しを交付すること。

ハ 廃棄に従事する者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにすること。

十二 核原料物質の運搬は、次に定めるところにより行うこと。この場合において、当該核原料物質及び当該核原料物質を収納した容器の経年変化を考慮しなければならない。

イ 核原料物質を運搬する場合は、これを容器に収納すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 通常の運搬状態において、核原料物質が容易に飛散し又は漏えいしないように措置され、かつ、核原料物質の使用施設の内部において運搬する場合

(2) 通常の運搬状態において、核原料物質が容易に飛散し又は漏えいしないように措置され、かつ、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号。以下「外運搬規則」という。）第一条第七号に規定する専用積載（以下「専用積載」という。）として運搬する場合

ロ 容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、核原料物質の使用施設の内部において運搬する場合は、この限りでない。

(1) 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。

(2) 容易に、かつ、安全に取り扱うことができること。

(3) 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。

(4) 表面に不要な突起物がなく、かつ、表面の汚染の除去が容易であること。

(5) 材料相互の間及び材料と収納される核原料物質との間で危険な物理的作用又は化学反応の生じるおそれがないこと。

(6) 弁が誤つて操作されないような措置が講じられていること。

ハ 液体状の核原料物質を容器（容器が外運搬規則第一条第四号に規定するコンテナ、同条第五号に規定するタンク（以下「タンク」という。）又は同条第六号に規定する金属製中型容器（以下「金属製中型容器」という。）の場合を除く。）に収納し、専用積載としないで運搬する場合は、容器は、口に掲げる基準のほか、外運搬規則第九条第一項第二号に定める基準に適合すること。ただし、核原料物質の使用施設を設置した工場又は事業所において運搬する場合は、この限りでない。

ニ 液体状の核原料物質を容器（容器がタンク又は金属製中型容器の場合に限る。）

に収納し、専用積載としないで運搬する場合は、容器は、口に掲げる基準のほか、外運搬規則第九条第二項第二号に定める基準に適合すること。ただし、核原料物質の使用施設を設置した工場又は事業所において運搬する場合は、この限りでない。

ホ 運搬する核原料物質を収納した容器及びオーバーパックスの表面における原子力規制委員会の定める線量当量率は、二ミリシーベルト毎時を超えないようにし、かつ、容器及びオーバーパックスの表面から一メートルの距離における原子力規制委員会の定める線量当量率が百マイクロシーベルト毎時を超えないようにすること。ただし、核原料物質の使用施設の内部において運搬する場合は、この限りでない。

ヘ 運搬する核原料物質を収納した容器及びオーバーパックスの表面の放射性物質の密度が第三号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。ただし、核原料物質の使用施設の内部において運搬する場合は、この限りでない。

ト 核原料物質を運搬する場合は、容器及びオーバーパックス（収納され、又は包装されている全ての容器の表示がオーバーパックスの外から容易に確認できるものを除く。）の表面の見やすい箇所に、次に掲げる事項を、耐久性のある方法で、鮮明に表示しておくこと。ただし、核原料物質の使用施設の内部において運搬する場合は、この限りでない。

- (1) 核原料物質の種類及び量
- (2) 荷送人又は荷受人の氏名又は名称及び住所
- (3) 核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第九条第二項第一号に規定する国連番号（当該国連番号の前に「UN」の文字を付したものの。）及び同項第二号に規定する品名（本邦内の運搬のみの場合を除く。）
- (4) オーバーパックスにあつては、「オーバーパックス」（本邦内の運搬のみの場合に限る。）又は「OVERPACK」の文字

チ 核原料物質を運搬する場合は、運搬する核原料物質の種類、量、取扱方法、事故が発生した場合の措置その他の運搬に関し留意すべき事項を記載した書面を携行し、荷受人に当該書面の写しを交付すること。

十三 核原料物質の貯蔵は、次に定めるところにより行うこと。

イ 核原料物質の貯蔵は、核原料物質の貯蔵施設において行うこと。

ロ 核原料物質の貯蔵施設の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示すること

## 令和3年度第2四半期等規制検査で確認した非該当使用者の施設管理の実施状況

項目	条番号	条文	現場	記録	A社	B社	C社	D社	E社	F社		
使用施設等の施設管理	第2条の11の7第1項	法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設管理」という。)に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。	-	-	-	-	-	-	-	-		
(施設管理方針)		一 使用施設等が法第五十二条第一項又は第五十五条第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、法第五十五条の二第二項第二号の技術上の基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針(以下この条において「施設管理方針」という。)を定めること。ただし、法第五十七条の五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。	-	○	○	漠然として方針は存在するが書面になっていない。	漠然として方針は存在するが書面になっていない。	当該施設の99.9%以上がRI施設の為、使用施設として特別には実施していない模様。	必要性は認識されていたものの、まだ作成されていない。	漠然として方針は存在するが書面になっていない。		
(施設管理目標)		三 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標(第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、使用施設等及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。)を定めること。	-	○	○	漠然として目標は存在するが書面になっていない。	漠然として目標は存在するが書面になっていない。	同上	同上	必要性は認識されていたものの、まだ作成されていない。		
(施設管理実施計画)		四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下この条において「施設管理実施計画」という。)を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。	-	○	-	-	-	-	-	-		
		イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。			○	○	漠然として計画は存在するが書面になっていない。	必要性は認識されていたものの、まだ作成されていない。	当該施設の99.9%以上がRI施設の為、使用施設として特別には実施していない模様。	必要性は認識されていたものの、まだ作成されていない。	必要性は認識されていたものの、まだ作成されていない。	
		ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。			○	○	○	○	該当なし	同上	同上	同上
		ハ 使用施設等の巡視(使用施設等の保全のために実施するものに限る。)に関すること。			○	○	○	○	同上(ただし、計画はないが巡視は実施)	同上	同上(ただし、計画はないが巡視は実施)	同上(ただし、計画はないが巡視は実施)
		ニ 使用施設等の点検、検査等(以下この号において「点検等」という。)の方法、実施頻度及び時期(使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む(法第五十七条の五第二項の認可を受けたものを除く。))に関すること。			○	○	○	○	○	○	○	○
		ホ 使用施設等の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。			○	○	○	○	○	○	○	○
		ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。			○	○	○	○	○	○	○	○
		ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。)に関すること。			○	○	○	○	○	○	○	○
		チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。			○	○	○	○	○	○	○	○
(目標、計画の評価の結果)		五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。 イ 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間 ロ 施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間	-	○	○	○	○	○	○	○		
(評価の反映)		六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。	-	○	○	○	○	○	○	○		



## 施設管理に関する記録（2020年度）

2021. 3. 30

1. 施設管理方針（使用規則第2条の11の7第1号）  
使用者である[ ]は、原子力の安全を確保するため、核燃料物質の汚染の広がりを防止するための措置を行う。
2. 施設管理の目標（使用規則第2条の11の7第3号）  
使用者である[ ]は、壁面の貫通ひび割れによる気体状核燃料物質の漏洩が1年につき0件となるよう、必要な措置を実施する。
3. 施設管理実施計画の始期及び期間  
2020年4月1日から2021年3月31日まで
4. 使用施設等の設計及び工事（別紙1：工事に関するまとめ）  
年度当初には使用施設などの設計及び工事の予定は無しとしていたが、古い配電盤の撤去及び交換に関する予算が認められたため、2021年3月10日～3月23日の期間で作業を行った。作業に際して「核燃料区域内における工事に関する確認書」を提出して、貫通孔を作るような工事は伴わないため、変更承認申請書が必要ないことを確認した。また、当該箇所について汚染検査を実施し、汚染がないことを確認した。
5. 使用施設等の巡視  
1ヶ月に一度、使用室である[ ]室と[ ]室、貯蔵室である[ ]室、廃棄室である[ ]室と[ ]室の巡視を行った。（別紙2：巡視記録参照）  
担当者：[ ]
6. 目標に対する点検、検査等の方法、実施日時  
方法：壁面の表面にひび割れがないことを目視確認  
実施日時：2020年7月10日、2020年12月28日  
担当者：[ ]
7. 点検結果（別紙3：施設管理目標の点検結果）
  - (1) 2020年7月10日の点検  
目視による点検の結果、貫通により放射性物質の封じ込めに影響するような大きなひびは確認されなかったが、[ ]室南壁面にわずかなひび割れを確認した。当該箇所について塗料を用いた補修を行った（7月10日実施）。
  - (2) 2020年12月28日の点検  
目視による点検の結果、貫通により放射性物質の封じ込めに影響するような大きなひびは確認されなかった。
8. 施設管理の評価  
施設管理目標については、本年度行った目視によるひび割れの点検で、貫通により放射性物質の封じ込めに影響するような大きなひびは確認されなかったが、わずかなひび割れについて塗料を用いた補修を実施した。前年度には、目視できるひび割れを補修していたため、今年度にひび割れ及びひび割れの補修件数が急激に増加したということはなく、塗り替えなどの営繕工事は必要ないと判断した。  
使用施設の巡視は月一回の頻度で計画通り行っており、重大な問題は見つかっていないが、施設の安全管理という観点から今後も実施していく。  
配電盤の撤去、交換の工事については工事に関する確認書の提出と汚染検査の実施により、変更承認の必要がないことと汚染の広がりを防止するという観点で、適切に管理が行われたと判断した。

以上のことから、核燃料物質の汚染の広がりを防止するという施設管理方針に基づいて、適切な管理が行われたと考える。

9. 施設管理の評価結果の反映（使用規則第2条の11の7第6号）

年度当初に配電盤工事について確定していなかったため、「使用施設等の設計及び工事」に記載していなかったが、今後は予定として可能性のある工事についても記載するようにする。今年度の目標であった壁のひび割れについては、頻繁に貫通ひび割れが見つかるわけではないため、次年度は巡視点検事項とし、見つけ次第補修することとする。また、次年度については、別の施設管理目標を設定する。

10. 特別な措置（使用規則第2条の11の7第7号）

2020年度は使用施設等が地震、事故等により施設管理を行う観点から特別な状態となることはなかった。